

第 2 号

(12月4日)

令和6年 熊本県議会11月定例会会議録

第2号

令和6年12月4日(水曜日)

議事日程 第2号

令和6年12月4日(水曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(49人)

星野愛斗君
高井千歳さん
住永栄一郎君
亀田英雄君
幸村香代子君
杉嶋ミカさん
立山大二郎君
斎藤陽子さん
堤泰之君
南部隼平君
本田雄三君
岩田智子君
前田敬介君
坂梨剛昭君
荒川知章君
城戸淳君
西村尚武君
池永幸生君
竹崎和虎君
吉田孝平君

中村亮彦君
高島和男君
末松直洋君
増永慎一郎君
前田憲秀君
松村秀逸君
岩本浩治君
西山宗孝君
河津修司君
楠本千秋君
橋口海平君
緒方勇二君
高木健次君
高野洋介君
内野幸喜君
山口裕君
岩中伸司君
城下広作君
西聖一君
鎌田聡君
淵上陽一君
坂田孝志君
溝口幸治君
池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君
藤川隆夫君
岩下栄一君
前川收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 小 金 丸 健 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健康福祉部長 下 山 薫 さん
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光文化部長 倉 光 麻里子 さん
農林水産部長 千 田 真 寿 君
食のみやこ
推 進 局 長 辻 井 翔 太 君
土 木 部 長 宮 島 哲 哉 君
会計管理者 川 元 敦 司 君
企 業 局 長 深 川 元 樹 君
病 院 事 業 者
管 理 者 平 井 宏 英 君
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 長
事 務 局 長 城 内 智 昭 君
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君
選 挙 管 理 会 長
委 員 長 松 永 榮 治 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 本 田 敦 美
兼 総 務 課 長
議 事 課 長 富 田 博 英
議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長(山口裕君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(山口裕君) 日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

松田三郎君。

〔松田三郎君登壇〕(拍手)

○松田三郎君 皆さん、おはようございます。自由民主党県議団・球磨郡区・松田三郎でございます。

冒頭から唐突ではございますが、私、9月11日が誕生日でございました。今年、よわい60、まさに還暦となりまして、後輩からはもう年寄り扱いをされて困っております。私が60ということは、木村知事はちょうど10歳私より若い、50になりましたか。もう立派なおっさんの仲間入りでございますので、私と木村知事がそういう大きな節目を迎えた年でもありました。

実は、来年、令和7年というのは、昭和でカウントしますと、ちょうど100年目に当たるそうでございます。ですから、20を引きますと、戦後80年、もう1つ申し上げますと、自由民主党立党70周年という大きな節目を迎える年でございます。熊本県政の勢いが、来年節目とはいえ、途切れることなくさらに発展するように、そのような質問になればと思いますので、皆様の御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、くまもと新時代共創基本方針について、知事の思いをお尋ねいたします。

今回の質問を考えるに当たり、一貫して人口減少問題との関連で捉えてみました。

県も人口減少傾向にあります。県内の市町村も、一部を除いてほとんど人口が減少しておりま

す。ちなみに、球磨、人吉の人口は約8万人であります。この10年間で県全体の減少率の約3倍の15%余りも減少しております。

国家にとって、あるいは地方自治体にとって、人口が減少すると何が困るのかといいますと、言うまでもなく、納税者が減ることによる税収減、消費者が減ることによる経済の低迷、働き手が減ることによるさらなる人手不足、社会保障などを支える人が減ることによる負担増などなど、そして何よりも地域の活力が失われることに多くの自治体が危機感を持っているのではないのでしょうか。

今までは、人口は増える、経済は成長するという前提の下に制度や仕組みがつくられてきたと言っているでしょう。日本の人口が将来1億人を切るとの予測があっても、それで回っていくように、制度や仕組み、そして国民の意識を変革していけばよいとの考えもあるようであります。一理あるかもしれませんが、夢がありませんので、私はその立場は取りません。

シンプルに考えれば、生まれた赤ちゃんとうなくなった人の数を比較して、赤ちゃんの数のほうが多ければ自然増、なくなった人の数のほうが多ければ自然減、また、転入者と転出者の数を比較して、転入者のほうが多ければ社会増、転出者のほうが多ければ社会減、生まれる赤ちゃんとう転入者の数を増やせばよいという結論になりますが、これがそう簡単にはうまくいかないわけでありませぬ。

多くの市町村が、人口をできれば増やしたい、少なくとも減らないようにしたい、減るとしてもそのスピードを遅くしたいとの一念で頑張っているのです。ですから、県の基本方針も総合戦略も各事業も、全てが直接、間接人口減少対策につながる、いや、つなげるように取り組まなけ

ればならないと考えるのであります。

以上を前提にして、人口減少対策との関係で基本方針を考えてみます。

今定例会に上程されております基本方針案は、木村知事が選挙のときに掲げられましたマニフェストを基に、今後4年間の県政運営についての基本的な考えを示す、県政における最上位のものと認識しております。また、同時に策定された具体的な施策や事業をまとめた総合戦略と併せて、人口減少対策を含めた熊本の地方創生の取組がさらに推進されることを大いに期待しているところであります。

木村カラーをちりばめ、一定のめり張りをつけ、ほとんどを網羅されているとの印象を受けました。網羅的がゆえに総花的だとの意見もあるかもしれませんが、それはやむを得ないと考えます。要は、基本方針を受けた総合戦略、その中の施策、事業の優先順位であります。

財源やタイミング等の問題もあり、全てを一挙にやれるわけではないと思います。今までやってきて、継続すべきものもあるでしょうし、今すぐ取りかからなければならないものもあります。また、すぐには成果が現れないものもあるかもしれません。おのずと優先度、さらなるめり張りがつき、いい意味でも総花的でなくなり、木村カラーがもっと出てくるものと期待をいたしております。

そこで質問です。

本県が抱える様々な課題に対して、知事はこれからどのような決意で臨んでいかれるのか、改めて基本方針に込めた知事の思いについてお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 松田議員から御質問いただきました今定例会に提案しておりますくまもと新時

代共創基本方針に込めた私の思いについてお答え申し上げます。

今年3月の知事選挙で、私は、8年前の熊本地震から、私たち県民が力を合わせ復興を成し遂げてきた前蒲島県政からのこのよき流れを、より強く、より大きくするため、マニフェスト「県民への10の約束」をお示しし、県民の皆様から知事に選んでいただきました。

このマニフェストを県政に反映するため、各分野、各業界の代表者の方々はもちろん、ともに未来を創るワーキンググループを設け、各地域、各業界の現場で活躍されている次世代を担う若い方々にも幅広く意見をいただきながら、この方針を策定してまいりました。

本県でも、議員御指摘のとおり、少子化、人口減少が進み、東京など大都市への人口の流出は止まりません。しかしながら、私は、日頃から熊本は日本一伸び代のある県だと実感しております。

本県には、豊かな自然環境、それらを背景とした農林畜水産業、また、九州の中央に位置し、東アジアに近いという地政学的な優位性、そして、大きな災害を経験して培われた防災力があります。さらに、世界的半導体企業の進出などを契機として、国際的な交流も加速しております。

こうした熊本が持つポテンシャルを最大限に生かし、地域の活性化につなげていくとともに、世界に開かれ、そして世界に羽ばたく熊本を目指してまいりたいと考えております。

また、熊本の未来を担う子供や若者がきらきらと輝き、地域に不可欠な人材として育ち、そうした人材がみんなの個性と持てる力を存分に発揮できる熊本を実現していきたいと考えております。

その実現に当たっては、県民の皆様との対話を重ね、共に挑戦を続ける県民が主人公の県政を進めてまいります。

このため、今回の基本方針では、世界に広がる、人を育てる、ともに創る、この3つをキーワードに「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来をともに創る」、このことを基本理念としております。

今後の取組の基本的な方向性につきましては、大きく4つの柱を示すとともに、私が先頭に立って県政を進めるに当たり、重点的に取り組む施策を明らかにしております。

基本的な方向性、まずは「こどもたちが笑顔で育つ熊本」であります。

質の高い教育や未来を担う人材育成のほか、子供、若者がきらきら輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる、そういうこどもまんなか熊本の実現を重要施策と位置づけ、教育機関、企業などと連携した施策を推進します。

2つ目は「世界に開かれた活力あふれる熊本」でございます。

まず、熊本で働く人材の育成、確保を図ります。そのほか、半導体関連産業のさらなる集積を図るためのくまもと版サイエンスパークの実現など、半導体研究の拠点形成に取り組みます。

また、長年の課題である渋滞対策については、国、市町村など関係機関と連携して、ハード、ソフトの両面から大胆かつ着実に推進してまいります。

加えて、本県の最も中心的な産業である農林畜水産業については、担い手の確保、生産性の向上はもとより、新商品開発、ブランド化、地産地消など、食の観点から農林畜水産物の高付加価値化を進め、食のみやこ熊本の創造に取り組んでまいります。

3つ目は「いつまでも続く豊かな熊本」でございます。

熊本の宝である豊かな自然を守りつつ、地域社

会を持続可能なものとして将来にしっかりと継承していくため、自然環境の保全や県内各地の魅力づくり、そうした特色を生かした移住、定住の促進などに取り組んでまいります。

県民の皆様の関心が非常に高い地下水については、市町村や企業としっかり連携し、質、量の保全を進め、正確な情報発信に努めてまいります。

4つ目は「県民の命、健康、安全・安心を守る」でございます。

熊本地震や令和2年7月豪雨からの復旧、復興、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水を着実に推進してまいります。

また、人生100年時代の到来を迎え、高齢者の皆様方が安心して生活できる環境整備にもしっかりと取り組みます。

くまもと新時代共創基本方針の目指す姿を実現するためには、県議会をはじめ、関係機関、そして県民の皆様との連携が不可欠であります。インクルーシブな視点も踏まえながら、なかなか声の上げられない方、困難な環境にある方へも県としてしっかり寄り添って、県民が主人公の県政を推進してまいります。

この新たな基本方針に基づいて、スピード感を持って県政の飛躍に向けた挑戦を重ね、県民の皆様とともにくまもと新時代をつくってまいります。

以上でございます。

〔松田三郎君登壇〕

○松田三郎君 知事の答弁は、以前から思っておりましたが、非常に聞きやすいというか、分かりやすい丁寧な説明、御答弁をいただきました。

申し上げましたように、この基本方針は、県政の最上位となる方針であります。ですから、書いてないことはやらないというようなメッセージにもつながりかねないという側面もありますので、

どうしても網羅的、総花的にならざるを得ない、事の性質上、そういうものを内包しているんだろうと、このように思っております。

しっかりしたこの基本方針という幹、柱ができますならば、これから総合戦略や各施策、事業が枝となり、葉となり、そして最後は立派な花が咲くことを期待をいたしております。

次に、少子化対策及び子育て支援について要望をいたします。

こどもまんなか熊本は、言うまでもなく県政の最重要課題の一つであります。人口減少対策との関係でも重要であり、基本方針及び総合戦略にももちろん書き込んであります。

前述の社会増減は、市町村間、都道府県間の人の奪い合いでありますから、熊本の人口、日本の人口が増えるか否かは、新たにどれだけ生まれるか、まさに自然増にかかっているのであります。将来の納税者であり、消費者であり、地域の担い手になってくれる赤ちゃんを増やすための投資は必要であります。

県は、結婚、妊娠、出産、子育てと、まさに切れ目なく支援をしてきております。不妊治療などについてのさらなる支援も必要でしょうし、子供を望む方々が、子供を産んでみようと思ってもらう、また、1人産んだ人が2人目、3人目を産んでみようと思ってもらう状況になればいいと思います。とはいえ、女性が子供を産むか産まないか、何人産むかは極めてパーソナルな問題であり、最大限尊重すべきは当然のことであります。

結婚、そして出産、子育ては、肉体的にも精神的にも大変だけれども、それ以上に幸福感があるという価値や若いうちが妊娠しやすいなどの医学的事実を、早い段階で情報として伝えることも必要だと考えます。選択の問題ではありますが、知っていればそうしたのにと、後悔が残ることだけ

は避けなければなりません。

これらを前提にして、行政による少子化対策及び子育て支援としての保護者負担軽減のさらなる推進を望みます。特に、3歳未満児の保育料の完全無償化と県内全ての市町村への副食費補助の創設を強く要望します。

前者については、9月定例会において、我が党の坂田議員が質問しておられます。我々自民党はしつこいですから、今回は要望でありましたが、実現するまで問いつける覚悟でありますので、知事、よろしく願いいたします。

あつ、うんて言いましたね。いえいえですか。

以上が要望でございますが、この項の3番目でございます。

次に、食のみやこ熊本県の創造に向けた今後の展開について質問いたします。

9月定例会の我が党の緒方議員の質問に対して、知事は「全国や全世界の消費者から、食の都は熊本にありと言われるような食のみやこ熊本県を創出してまい」と答弁なさいました。そして、本年10月、食のみやこ熊本県を創造するため、県庁初となる農林水産部と商工労働部が共同で管轄する組織、食のみやこ推進局を新設しました。

県知事選挙のとき、木村知事は、マニフェストの一つに食のみやこ熊本県の創造を掲げられました。それを受けて、今議会に提案されているくまもと新時代共創基本方針及びこれを具体化するための総合戦略において「食のみやこ熊本県」の創造」という項目が入れられていると理解しております。

言うまでもなく、組織はあくまでも手段であります。つくって終わりではなく、いかに効率的、効果的に機能するか、そして、機能して目的を達成し得るか否かが肝要であります。年度途中での

組織改正、人事異動は異例のことではあります。スピード感を重視する木村知事の強い思いの表れだと解します。

具体的に見てみますと、農林水産部、商工労働部、それぞれの部が持つノウハウやネットワークを生かしながら、農林畜水産物や球磨焼酎をはじめとした県産品の国内外での認知度向上、販路拡大、ブランド化への支援をしていくこと、特に県南フードバレー構想については、一定の成果は出ているものの、課題は残っていましたが、インバウンド向けPRや輸出拡大企業とコラボレーションした販売チャネルの多様化へ取り組むなど、ステージ2として展開していくこと、また、県内外の民間企業や大学等と連携した食品開発や農産物生産に先端技術を活用するフードテックやアグリテックなどの取組を前向きに進めていくこととあります。

さらに、最近では、台湾をはじめとしたインバウンド客が増加傾向にあり、農林畜水産業だけでなく、外食や観光など、食に関連する他産業の活性化も期待されるところであります。

ただ、本県の農林畜水産業は、一方で国民への食料の安定供給に多大に寄与しながらも、他方で、燃料、肥料、飼料などの生産資材の高騰、価格転嫁が困難などという喫緊の問題に加え、担い手の減少、頻発する自然災害など、厳しい現状を抱えているのも事実であり、この点も解消しなければなりません。

そこで質問です。

新たに食のみやこ推進局が発足して約2か月がたちましたが、食のみやこ熊本県の創造に向けた共管局における今後の展開について、初代食のみやこ推進局辻井局長にお尋ねします。

なお、局長は、初答弁でしょうから、多少なりとも緊張なさっているかもしれませんので、その

意気込みにつきまして、もう恒例となりました松田式三択質問でお尋ねしたいと思います。答弁の最後に答えていただいて結構であります。

それではまず、A、知事の指示を忠実に守り、失点がないように無難にそこそこやる、B、知事からブレーキがかかるくらいに行け行けどんどんでやる、C、部下の能力を最大限引き出し、時には自分も前に出て、垣根を越えるからこそできる取組を積極的にやっていく、以上、お答えいただきたいと思います。

〔食のみやこ推進局長辻井翔太君登壇〕

○食のみやこ推進局長(辻井翔太君) 議員御紹介のとおり、食のみやこ推進局は、県産品のさらなる販路拡大に向け、熊本の豊かな食文化を生かした農林畜水産物の高付加価値化を進め、食のみやこ熊本県を創造するため、農林水産部と商工労働部の共管でスタートいたしました。

熊本県は、天草などの海から阿蘇等の標高の高い山間地域まで、変化に富んだ地形や気候、球磨川などの一級河川や豊富な地下水を生かして、野菜、果樹、畜産など、多様な農林畜水産物が生産されています。

また、からしレンコン、阿蘇タカナ漬け、球磨焼酎など、各地域の豊かな風土、そして、人が育てた郷土料理や伝統食、県産酒が非常に多くありまして、独自の食文化を形成してまいりました。私は、国内はもとより、世界に誇れる食材、食文化を持ち合わせている県であると認識しております。

このような中で、食のみやこ熊本県の創造に向けては、豊富な食材を生産する農林畜水産業者の皆様が、生産性向上や高付加価値化、そして売り先の確保等により稼げることが非常に重要です。また、県民の皆さんも、その食材と食文化を誇りに思いながら購入し、食べていただくことが併せ

て肝要であると考えております。

県では、まず、これまでも取り組んできた国内外での農林畜水産物をはじめとした県産品の認知度向上や販路拡大の支援、地産地消の推進等を、関係課と連携しながら、さらに実施してまいります。

また、近年、台湾をはじめとして、海外インバウンドが増加しています。今後、外食や観光などの食に関連する産業と連携した取組も重要であることから、どのような連携ができるか、検討してまいります。

今定例会では、まず、食のみやこ熊本県の創造に向けたビジョンづくりの関連予算を提案させていただいております。今後、農業団体、商工団体及び食に関わる幅広い分野の皆様から御意見をいただく会議や他県の先進事例調査等を実施しながら、来年6月頃までに完成させる予定です。

日本の食を支えている熊本の農林畜水産物の食文化が持つポテンシャルを最大限に活用しまして、関係者が一丸となって、世界中の人々の胃袋をつかむことでの稼げる農林畜水産業の実現や熊本県の食関連産業の発展につながる取組を展開してまいります。

最後に、議員から三択の御質問をいただきました。私の答えはBです。

大変ありがたいことに、木村知事からも、どんどん面白いことをやれと言っていただいております。食のみやこ熊本県の創造に向けては、従来の発想にない新しい取組が必須であると認識しております。

これまでも、県内の産官学金の関係者が、食に関する商品開発や販路拡大など、様々な取組を進めてきました。また、世界中、日本中の都市や地域においても、食を目玉に地域づくりやまちづくりにまで多面的に発展させている例が多く見られ

ます。

こうした中で、改めて熊本県が食で飛び抜けるためには、知事に止められるくらい、この食のみやこ推進局が常にアクセル全開、フルスロットルで取組を推進する必要があると考えております。

ただ、議員の御質問にあることも、組織を運営する上で大変重要な考え方であると認識しております。この点も十分に踏まえ、食の都は熊本にありと言われるよう、関係機関や関係者の皆様、関係部局と連携しながら、積極的に取り組んでまいります。

〔松田三郎君登壇〕

○松田三郎君 質問としてなんですが、私はCだろうかと予測をしておりましたが、何とも心強い限りでございます。

局長の御答弁にもありましたように、農林と商工それぞれでできるなら、何もあの共管局をつくる必要はないわけでありまして。まさに垣根を越えるからこそできる取組というものに期待をしたいと思います。部局横断的な共管組織のメリットを最大限に発揮してもらいたい、このように思っております。

その際、農林サイドからは、どのように購入されて食べられるのか、また、商工サイドからは、生産現場のこと、生産者の苦労などにそれぞれ思いをはせ、創造力と思いやりを持って取り組めば、隙間なく、切れ目なくうまくいくのではないかと、このように思っております。

余談ではございますが、辻井局長は、熊本県庁に来られて数年、この間に10キロほど体重が増えたという話を聞きました。まるでこの食のみやこ推進局の初代局長を地で行くようなキーパーソンでございますので、答弁の最後にありました、世界中の人々の胃袋をつかむ、大いに期待をいたしておりますので、頑張ってくださいたい、このよ

うに思います。

次の質問です。

今後治水安全度が高まる球磨・人吉地域の振興策について。

その中で、まず、洪水被害のない安全、安心な地域の実現に向けた取組についてお尋ねいたします。

あの忌まわしい令和2年7月豪雨災害から、早いもので4年5か月が経過しました。被災された方々の御努力をはじめ、国、県、被災自治体及び関係者の皆様の絶大なる御支援、御協力により、復旧、復興がハード、ソフト両面において着実に進んでいると感じております。

一方で、先般、球磨、人吉の10人の市町村長と意見交換する機会があり、そこで次のような御指摘がありました。流水型ダム、JR肥薩線、球磨・人吉地域の人流、物流の大動脈である国道219号など、完成や完全復旧までに少なくとも10年あるいはそれ以上かかるという予測の中で、人口減少が県平均よりも大幅に進み、県内格差を生じており、球磨、人吉に対する特別の取組が必要ではないか、また、これまで国、県には復旧工事を中心に取り組んできてもらっているが、これからはまさに創造的復興の加速化につながる取組をお願いしたい、そして、これまでは農林畜産業が地域を支えてきたが、廃業する者も増えてきているし、若者が働きたくなくなるような企業が少ない中、10年後、球磨、人吉に戻ってくる者もおらず、農林畜産業の人々もさらに減り、地域は成り立たなくなるなどの意見が出て、ここでも人口減少への大いなる危機感を感じました。

同時に、県に対して改めて要望なさいましたので、それを基に質問を組み立ててみました。

繰り返しになりますが、球磨、人吉の人口は約8万人であり、この10年間で15%余り人口が減少

しており、これは県全体の減少率の約3倍であります。今後ますます人口減少が進むことが危惧されております。

若い人が地域外に出ていってしまう契機は、就職と進学であります。地域内に雇用の場が少なく、あったとしても自分が望む業種がない、また、地域内に大学や私立中学、高校がなく、どうしても地域外へ出ざるを得ない状況であります。

若者の地元定着のためにも、多種多様な雇用の場が必要と考えます。例えば、球磨、人吉に工場や企業を立地してもらうためにも、洪水被害のない安全、安心な地域の日でも早い実現が必要不可欠と思えます。

そこで、川辺川の新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の現在の取組状況と今後の見通しについて、知事に質問をいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 令和2年豪雨からの復興に向けて、球磨、人吉が、今、人口減少に対し、全ての市町村長の皆様が非常な危機感を持っておられることは、私も十分理解しております。

議員御指摘のとおり、人口減少に歯止めをかけ、豪雨災害からの創造的復興を成し遂げるためにも、その前提となる洪水被害のない安全、安心な地域の実現に向けた取組が必要であり、その点についてお答え申し上げます。

まず、命と清流をともに守る川辺川における新たな流水型ダムは、着実に進捗しております。

10月11日に、令和3年から行われておりました法と同等の環境アセスメントの最終報告書となる環境影響評価レポートが公表されました。このレポートのその後の公告縦覧を経て、環境アセスメントの一連の手続きは完了いたしました。今後とも国では、学識者から成る検討会を設置し、環境保全措置の具体化に向けたさらなる検討が進められ

ております。

また、国では、今後の事業の見通しについて、令和9年度、ダム本体基礎掘削工事の着手、令和17年度の完成を目標に、関連工事や本体設計、各種手続を進めるとされております。

私からも、11月5日開催の球磨川流域治水協議会の場で、ダム本体工事の着手に向けた手続を着実に進め、早期に完成させていただくことを改めて国に求めました。

今後、建設に向けた手続が進められ、命と清流をともに守る新たな流水型ダムの整備が着実に進んでいくよう、県としても協力してまいります。

次に、ダム以外の治水対策についてでございます。

球磨川流域では、河道掘削、宅地のかさ上げ、遊水地などの取組が進んでいます。

ダム完成により下流の治水安全度は大きく向上することとなりますが、ダム上流域も含めた一体的な整備による安全確保が重要です。

そのため、県では、川辺川の県管理区間の河川整備については、流水型ダムの完成目標である令和17年度を目指し、集中的に取り組んでまいります。

また、川辺川以外の県管理の支川でも河川整備を進めております。一例を挙げますと、人吉市内を流れる御溝川では、人吉駅周辺を含む市街地の浸水被害を軽減する二次放水路の整備が、令和6年度、今年度中に完了する見込みでございます。

球磨川流域の支川においても、川辺川に次ぐ流域面積を有する万江川では、令和2年7月豪雨で土砂、流木の複合災害が発生いたしました。これを踏まえ、都道府県事業としては全国初となる土砂・洪水氾濫対策事業に取り組んでいます。

これは、流域治水として、砂防、治山、河川の

3つの事業が連携し、土砂、流木と洪水の複合災害対策を進めるものでございます。上流から流れる土砂を受け止める堰堤や山腹からの流木を止める流木捕捉施設の整備を進めております。

これまでに、今申し上げた対策に加え、森林の整備、保全などの山の対策、雨水の貯留効果が見込まれる田んぼダムや雨庭といった流域全体での対策をさらに加速してまいります。

また、これらのハード整備の途上でその施設能力を上回る洪水が残念ながら発生した場合でも、被害の最小化が図られるように、早期避難を促すソフト対策、復興基金を活用した水災保険の加入促進などについても、引き続き進めてまいります。

さらに、これらハード、ソフトが一体となった緑の流域治水の取組の推進については、地域住民の皆様の御理解、御協力が何より必要不可欠でございます。

現在、球磨川流域の地形や河川の特徴、緑の流域治水の取組などを分かりやすく伝える動画のユーチューブの配信ですとか、球磨川流域の小学生、中学生、高校生に対する出前授業の実施、そして、住民に一番身近な行政機関である市町村の職員の皆様に向けた研修など、幅広く、積極的な周知啓発に取り組んでおります。

議員同様、球磨川流域の豪雨災害からの創造的復興、そして、これからのこの地域のさらなる発展のためには、安全、安心な地域を一日でも早く実現しなければならないと私も考えております。洪水被害のない地域の実現を望む声にしっかりと応えできるように、今後も、国、県、流域市町村、そして住民の皆様が、協働で流域全体の総合力で緑の流域治水を着実に推進してまいります。

以上でございます。

〔松田三郎君登壇〕

○松田三郎君 知事からなかなかの丁寧な、具体的な御答弁をいただきました。

ダム以外の治水対策として、今まであまり触れられないことであったかもしれませんが、川辺川の県管理区間の話でありますとか、川辺川以外の県管理支川、人吉の御溝川の第二次放水路の整備でありますとか、山江村の万江川、これは都道府県事業としては全国初という御答弁がありました。土砂・洪水氾濫対策事業、このようなものも取り組んでいただいているし、何よりも流域治水の一つ一つの特徴であります森林整備、保全等の山の対策というのもございました。ソフト事業では、動画のユーチューブ配信あるいは小中高校での出前事業、また、市町村職員向けの研修など、非常に多岐にわたる取組を丁寧に御答弁をいただきました。

御答弁にありましたように、このハード整備の途上で施設能力を上回る洪水が発生した場合でも、被害の最小化が図れるようにという御答弁がありました。

先ほど来申し上げております、約10年と言われているこのダムでありますとか、肥薩線でありますとか、219の復旧、これをできるだけ早く、知事の答弁にもありましたように、できるだけ早く早く進めていただきたいというのが地元の要望でありますし、その間に、先ほど答弁にもありました、豪雨に襲われても被害の心配をしなくて済むようにというのが流域住民の願いでありますので、引き続き、御支援、御協力をよろしく願いを申し上げたいと思います。

次に、今後の球磨・人吉地域の復興策についてお尋ねいたします。

先ほど申し上げましたが、流水型ダム、JR肥薩線、国道219など、完了するまでの間も人口減少が進んでいくことが危惧されます。完了をじっ

と待つて、さあこれからというときには人はいなくなつたでは話になりません。球磨・人吉地域に若者をはじめ人々が豊かに住み続けるためにも、人口減少に歯止めをかけて、人口定着に向けた環境整備にスピード感を持って取り組むことが必要だと思ひます。

できれば、人を増やす、増やせなくても減らないようにする、減るとしても、そのスピードを遅くするといった、球磨、人吉の10人の市町村長の切実な願ひをかなえなければならぬと思ひます。

そこで、球磨・人吉地域の創造的復興のさらなる加速化、重点化に向け、どのように取り組んでいかれるのか、木村知事にお尋ねをいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 次に、今後の球磨・人吉地域の振興策についてお答え申し上げます。

令和2年7月豪雨は、コロナ禍の中であつたこと、そして、人口減少の著しい中山間地という厳しい条件の中で発生したこと、この2点において、熊本地震にはない、復旧、復興に向けた重い課題のある災害であると私は認識しております。

実際、発災から4年5か月が経過した今、球磨・人吉地域は、災害を契機としたさらなる人口減少、産業の衰退の危機に直面しております。

また、議員が御指摘いただきましたとおり、国道219号やJR肥薩線の復旧を含め、地域の重要な社会インフラが整う間も人口減少が進むことが大変懸念されております。

私も、御質問の中で述べられました、球磨、人吉の10市町村長、その切なる願ひについては、直接お伺ひしております。そして、十分理解しているものと思ひております。

市町村長の願ひを受け止め、球磨・人吉地域の現状を打開するために、地域の再生、発展に向け

たあらゆる手だてを早急に講じていかなければならないと考えております。

現在、年内の公表に向けて改定を進めさせていただいております令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プラン、ともに創る復興プラン、これについては、緑の流域治水のさらなる推進による一日も早い安全、安心の実現、そして、議員御指摘いただいたような、若者が残り、集う産業、雇用の創出と、この2つを2本柱として掲げております。

安全、安心の実現については、さきの質問で詳しく述べさせていただきましたが、それを前提としたもう一つの柱である産業、雇用の創出については、産業振興と人づくりに向けた取組を重点的に推進することで、人口定着につながる好循環を加速させていくことが必要であると考えております。

地域の外からの人材も含めて、様々な関係者と協働し、球磨・人吉地域の課題に対応するとともに、地域の核となる人材の育成にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

県では、現在、地域の再生、発展に向けた取組として、五木村にありますくまもと林業大学校県南校を核とした産業振興、人材育成、また、アニメの「夏目友人帳」など、地域ゆかりのコンテンツを活用した誘客、周遊の促進などにも取り組んでおります。そして、球磨・人吉地域への企業誘致についても、取組を強化してまいりたいと考えております。

また、地域においては、くま川鉄道の全線運転再開を生かしたにぎわいづくりでありますとか、先日展示を開始いたしました人吉市での「SL人吉」の展示、また、水上村でのスカイビレッジなどを活用したスポーツツーリズム、相良村での川辺川を生かした拠点整備など、それぞれの地域、

それぞれの市町村の特色を生かした振興策が実施されています。

今年度末のJR九州との最終合意に向けて、さきの2日に開催いたしました地元12市町村とのJR肥薩線再生協議会においては、流域の振興につながるアクションプランの素案を議論したところでございます。

さらに、今後、治水機能の確保と環境影響の最小化の両立を目指した世界初のダム構造となる新たな流水型ダム、そして、清流球磨川が車窓から楽しめるJR肥薩線などの創造的なインフラ整備が進むことによって、今以上に交流人口、関係人口が増え、その経済効果が地元にもたらされることを期待しております。

球磨・人吉地域の取組が地域再生のモデルとなるように、球磨・人吉地域の皆様とともに、未来に夢のある球磨・人吉地域を、共創の言葉どおり、共につくっていきけるよう、県を挙げて全力で取り組んでまいります。

〔松田三郎君登壇〕

○松田三郎君 御答弁にありましたように、これまでも様々な、いろいろなことをやっていただいておりますし、独自に人吉市あるいは球磨郡の9つあります町村でもいろいろ努力をなさっておられますし、これからもいろいろ考えていただいているんだなど、このように思いました。心より感謝を申し上げたいと思います。

度々申し上げておりますが、この球磨、人吉に限らず、県内の多くの市町村で人口が減少しているわけでございます。ただ、この球磨、人吉の場合は、知事の御答弁にもありましたように、この大災害、大水害をきっかけとして、それがさらに加速している、今までの積み上げてきた努力が何かリセットされてマイナスからの再スタートを強いられているというような感情がおりなわけで

ございます。ですから、他の県内の市町村と同じ土俵にまだ上がってない、その土俵に上がるまでの間は、国、県の集中的な支援をお願いしたいということが願いではないかと思っております。

ですから、同じ土俵に上がってからは、それからまたそれぞれの努力次第ということでございますので、どうか引き続きの県の御支援に、知事が先頭に立って、お願いを申し上げたいと思います。

それでは、最後に、魅力ある高等専門教育の場の創出につきまして要望をしたいと思います。

先ほど、若い人が地域外に出ていかざるを得ない事情の多くは就職と進学であると言いました。就職、雇用については申し上げたとおりであります。大学等での教育を希望するならば、どうしても地域外へ出ていかざるを得ないのが実情であります。せっかく優秀な小学生、中学生、高校生が地元で育っても、進学などのために地元にとどまることができないというのは、全くもったいない話であります。

そこで、人吉市と球磨郡町村会とが、先ほど申し上げましたように、合同で、つい先日、県の協力、支援を要望されました。

幾つかある中で、半導体やDX、GX等の成長分野の専攻学科を有する高等専門学校や大学のサテライト校の誘致、県立技術短期大学のサテライト校の設置、くまもと林業大学校県南校に企業経営やデジタル技術を活用できる高度人材育成や大工など地域資源を活用できる人材育成課程を設けることなど、つまり、地域に専門人材育成や移住希望者にも訴求できる魅力的な教育機関を誘致して、若者が地元に着し、そして新たな人材を呼び込むための支援を要望しておられます。球磨、人吉10市町村の総意であります。よろしくお願いたします。

別の観点からもう1点。

先日、拓殖大学の濱口和久教授にお会いし、話をする機会がありました。御存じのように、濱口さんは、本県の出身であり、地方政治行政研究所附属防災教育研究センターのセンター長をなされており、防災の分野で大変活躍なさっておられる方です。

濱口教授から、熊本の県立高校に防災科をつくらうかどうかとの提案をいただきました。大震災を経験した兵庫県や宮城県では、震災後に防災科や防災コースを設けたそうでもあります。

教える側の講師の質の確保が難しいのではとお尋ねしたところ、熊本県内には大学もあるし、私も全面的に協力しますよとのことでありました。そして、最後に、できれば熊本市内の高校ではなく、郡部、とりわけ大水害を経験した球磨、人吉がいいんじゃないですかと話されておりました。

さきに述べましたくまもと新時代共創基本方針や総合戦略にあるグローバル人材の育成という点や県立高校の魅力向上という施策にも合致し、目玉として人を呼べるものであり、一考に値すると思います。

また、球磨郡町村会からは、県立高校に高森高校に続きマンガ学科の設置の要望もあっていることを付言しておきたいと思います。

以上、今回は、時間の都合上要望となりましたが、加速度的な人口減少に危機感を持つ球磨、人吉の、度々申し上げておりますが、10市町村長の切実な願いが背景にあるわけでございます。その意味では、要望ではありますが、一般質問的要望と捉えていただき、前向きに検討してもらいたいと思います。知事、教育長、よろしくお願い——あっ、うんと言いましたね。よろしくお願いいたします。

若干時間は残りましたが、今年も皆様には大変

お世話になりました。来年もよろしく願いを申し上げます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(山口裕君) この際、5分間休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時3分開議

○議長(山口裕君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

幸村香代子君。

[幸村香代子君登壇] (拍手)

○幸村香代子君 皆様、おはようございます。立憲民主連合会派・八代市・郡選出の幸村香代子でございます。本日3回目の質問となります。1回目、2回目の反省を基に、余裕を持った質問をしたいというふうに思っておりますので、どうぞ最後までのお付き合いよろしく願いいたします。

質問に入ります前に、1つお話をさせていただきます。

2024年7月3日、最高裁判所大法廷で、旧優生保護法は憲法違反であるとの判断が下されました。これを受けて、2024年10月8日には、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律が成立いたしました。

この法の前文において、国の責任と謝罪を明確にしています。そして、被害の対象として、強制不妊手術被害者及び配偶者だけではなく、人工妊娠中絶に対しても国の責任が認められました。

また、不法行為から20年が過ぎると賠償を求められる権利がなくなる除斥期間を適用しないとの判断もなされました。これにより、被害者全員を救済する道が開かれました。

これらを受けて、国が熊本地裁で原告勝訴の判

決について控訴していた福岡高裁においては、11月7日に原告お二人との和解が成立し、国による謝罪と賠償が行われました。

第一義的責任は、国や国会にあります。優生手術を進めてきた地方行政の責任も問われています。木村知事も記者会見で謝罪をされ、本議会の開会日にも、謝罪と、来年1月17日から始まる補償金申請の受付を被害を受けた方々に寄り添った対応をしていく旨の発言がありました。今議会に関連予算も提案されております。

しかし、対象となる方たちが必ずしも申請の声を上げられるとは限りません。長い長い苦しみの中で、家族にも打ち明けられず、周りに知られることを恐れている方もたくさんいらっしゃいます。

そこで、被害者の支援をされてきた団体や弁護士会、これらの皆さんと連携しながら細やかに対応をいただきたいと思っております。高齢化も進んでおります。対応は急がれます。

そのことをお願いして、本日4項目の通告をしておりますので、質問に入ります。

1項目めは、第50回衆議院議員総選挙を終えてです。幾つかの点についてお尋ねをいたします。

まずもって、県・市町村選挙管理委員会の皆様、大変お疲れさまでございました。想定されていた公示日、投票日が早まったために、期日前投票所の確保、投票所の確保、投票所入場はがきの郵送などなど、選挙に伴うもろもろの準備に大変御苦労されたことと思っております。本当にお疲れさまでした。

今回の選挙で数点気にかかることがあり、お尋ねをいたします。

小項目の1項目めは、投票所閉鎖時刻の繰上げについてです。

今回の衆議院選総選挙投票日の県内投票所数は

905か所です。公職選挙法では、閉鎖時間は原則午後8時とされていますが、閉鎖時間を1時間から4時間繰上げた投票所は651か所に上ります。その割合は72%になります。しかし、熊本市内150か所では繰上げたところはなく、荒尾市、長洲町でも実施されておられません。投票の機会は平等であるはずなのに、地域差があるのはいかなものかと思っております。

確かに、公職選挙法で、特別の事情がある場合は、各市町村の選挙管理委員会の判断で最大4時間までの繰上げが認められています。その特別の事情とは、選挙人の立場から判断し、行政サイドの立場からで判断するものではないと解されています。

この投票所閉鎖時間繰上げの現状について、熊本県選挙管理委員会としてどのような所見をお持ちなのか、選挙管理委員会委員長にお伺いをいたします。

また、有権者に対して、時間繰上げに対する十分な告知が行われているのかも併せてお答えください。

[選挙管理委員会委員長松永榮治君登壇]

○選挙管理委員会委員長(松永榮治君) 投票所閉鎖時刻の繰上げについては、議員御指摘のとおり、投票機会の確保に影響を与えることから、慎重な判断が必要であります。このため、市町村選管に対して、選挙人の行動傾向など、地域の実情に十分考慮するように求めています。あわせて、投票所入場券や広報媒体等で十分に周知するように要請しております。各市町村選管において、それぞれの事情を踏まえながら、適切に運用されているものと考えております。

なお、市町村選管では、期日前投票の充実や投票所への移動支援なども行っており、様々な形で投票機会の確保が図られております。

[幸村香代子君登壇]

○幸村香代子君 委員長のほうからお答えを頂戴いたしました。

今回の衆議院選挙なんですが、全国で見ても4割の投票所で閉鎖時間の繰上げが行われたということが総務省のまとめで分かりました。

選挙は、全ての有権者が公平に参加できることが大前提です。しかし、一方で、公職選挙法の趣旨には沿いませんが、投票立会人の確保が難しいであるとか、職員の時間外手当を削減したい、夕方以降の来場者が少ないなど、地域の事情によって繰上げが行われていることについて、趣旨には反するけれども、現状としては理解せねばならないところかなというふうに思います。

また、お答えにもありましたが、期日前投票所の利用が増えていることや、投票所への移動支援、その他、移動期日前投票所の運用、共通投票所での投票など、投票機会が増えていることも繰上げの理由になっております。

しかし、それが本当に十分なのかという課題はやっぱ別にあると思います。

例えば、期日前投票所の場所についても、そんなに多くはありません。投票所の数ほどに期日前投票の場所があるとは思えません。移動支援にしても、移動支援、また、移動投票所、これも一部の場所に、地域に限られております。そのことを理由に繰上げが行われているということについては、理解はできますけれども、納得ができないところが正直なところだと思います。先ほども述べましたが、公平性が担保できていないという点です。住む地域によって選挙権の行使に差があるというのは、やはり問題であると思います。

また、先ほど述べましたように、投票機会が増えているという理由で、投票時間の繰上げが当たり前ということになることが、有権者の投票意欲

を減退させることにつながるのではないかということも一方では危惧します。委員長にお答えいただきましたように、慎重な判断が求められるものです。

県選挙管理委員会におかれましては、まずは公職選挙法の趣旨を厳守され、市町村選挙管理委員会への対応をお願いいたします。

また、周知については、十分とも言えない状況もお聞きしているところです。様々な方法でのさらなる取組を改めてお願いいたします。

次の質問に入ります。

選挙公報の世帯配布についてお尋ねをいたします。

選挙公報は、公職選挙法により「各世帯に」「選挙の期日前二日までに、配布する」と定められています。選挙公報は、有権者が候補者を選ぶために重要な手段の一つです。

その配布方法は、各市町村の選挙管理委員会で選挙ごとに検討がなされており、自治会などに依頼して配布する場合や郵送による配布など様々であるようです。

また、公職選挙法では、特例的に新聞折り込みなどにより配布することも認めており、今回の選挙でも、県内4つの選挙管理委員会で、新聞折り込みでの配布またはポスティング業者による配布が行われております。それぞれに課題もありますが、特に新聞折り込みについては、新聞発行部数の減少もあり、届かないというお声も私の事務所に今回の選挙中届いております。

選挙管理委員会としては、いま一度、その趣旨にのっとった配布が行われるよう検証すべきと思いますが、御意見をお聞かせください。

続いて、3点目は、ポスター掲示場の設置場所についてです。

選挙ポスターについては、公示日に各市町村の

選挙管理委員会が設置したポスター掲示場へ掲示する必要がありますが、場所によっては危険を感じるような場合があるとの声があります。脚立が要る、掲示場がフェンスにあり高過ぎる、側溝をまたがなければならない、車の通行量が多く危険であるなどです。

いろんな方がポスター貼りには関わられます。男性だけではなく、女性も御高齢の方もいらっしやいます。安全を確保することは必要だと思います。選挙管理委員会から各市町村への状況の把握と周知をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上、選挙管理委員会委員長に御答弁をお願いいたします。

〔選挙管理委員会委員長松永榮治君登壇〕

○選挙管理委員会委員長(松永榮治君) まず、選挙公報の世帯配布について、自治会等の協力による世帯配布が極めて困難な場合などは、新聞折り込みなどによることが認められております。

なお、新聞折り込みの場合は、議員御指摘のとおり課題が生じますことから、市町村選管では、役場や公共施設等に選挙公報を備え置くなどの補完措置を講じております。さらに、県選管もホームページに掲載して、選挙人への周知を図っております。

次に、ポスター掲示場の設置箇所については、市町村選管の判断の下に、選挙人への周知に適した場所が選定されています。議員の御指摘を踏まえて、市町村選管に対しては、改めて、候補者がポスターを貼る際の安全面にも十分配慮するように要請します。

県選管としましては、引き続き、市町村選管の判断が法の趣旨に沿って適切に行われるように、あらゆる機会を通じ、助言や情報提供に努めてまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 委員長のほうにお答えを頂戴いたしました。

公職選挙法によって選挙運動が非常に厳しく制限されている中で、選挙公報だけが、全有権者に対して、立候補者の政策、考え方などを知る唯一の手段であると思います。

また、今話題になっているSNSを利用した選挙運動が広がっている中で、情報の正確性や信頼性からも、紙媒体である選挙公報は、有権者にとって非常に重要な情報源であるというふうに考えます。

その趣旨からも、全世帯に配布される、これが望ましく、例えば新聞折り込みにした場合、私の選挙区になりますが、八代市郡の世帯数は、約6万2,500世帯になります。新聞購読数は、1万6,000部となります。そうすると、4万6,500世帯には不配布となる計算になります。これは、公職選挙法100条12項に違反するのではないのでしょうか。

また、特例は、先ほど冒頭でお話をしたように、当該選挙のみということになります。この特例が常態化するということも問題であると思います。

選挙管理委員会としては、再度、市町村選挙管理委員会に対して、配布期日についても改善を促すべきだというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

また、ポスター掲示については、安全面の配慮を要請していくとのことのお答えでしたので、これも併せて、今後の選挙、来年は参議院選挙もございます。よろしくお願いをいたします。

この項の最後に当たって、お話というか、要望をさせていただきます。

立候補に当たっては、多くの提出書類がありま

す。しかし、県選管からいただくものはPDFのために、手書きでしか提出ができなくなっています。パソコンでの入力が可能のように改善をしていただきたいと思います。

また、今、SNSと選挙の議論が盛んに行われています。現行の公職選挙法が時代に合っていないということもありますが、これからますます多様な対応が求められてくると思います。

日常業務に加えて、選挙事務が増大することに対応できる専門的知識を持つ職員の体制の強化を要望し、この項を終わります。

次、2項目め、香害や化学物質過敏症に対する日常生活困難者への対応についてお尋ねをいたします。

まず1項目めは、啓発の必要性の認識と相談窓口の現状についてです。

2009年10月1日に化学物質過敏症が病名リストに登録されました。そして15年が経過し、本県としてのその対策や啓発、患者さんへの対応などがどのように進んだかについてお尋ねいたします。

また、今回の質問に至った理由をまずお話をします。

八代に在住されているある方から、具合が悪くなって救急車を呼んだが、そのときの隊員さんの制服の香り、洗剤か柔軟剤の香りだったと思う、その香りがきつく、言葉も発することが困難なほどの息苦しさを感じた、通院もしているが、看護師さんのユニホームの匂い、エレベーター内の芳香剤などに苦痛を感じており、改善をお願いして対応してもらったこともあるが、いまだに歯医者には通えていない状況です。このように日常生活に支障を来しているとの御相談があったからです。

この背景には、香りによって日常生活などに困難を抱える人がいるということが周知されておら

ず、理解が進んでいないことがあると思われま

ず。厚生労働省は、早い段階に啓発の必要性を示しています。香りと体調不良との因果関係が明らかではないとしながらも、香りに困っている人がいるとのスタンスで、各関係団体をはじめ、県を通じての医療機関、施設、医師会など、広く周知と取組を推進しています。

啓発ポスターも作成されています。しかし、自治体によって取組に差があるのが現状です。特に、相談窓口が明確でないことについても不安の声がありますし、現状を把握できないという問題もあると考えます。

熊本県を中心に活動されている化学物質過敏症患者会くまもとCSの会には、全国から相談が寄せられているそうです。電話相談件数だけ見ても、2021年度は、142件、相談時間数は111時間になります。2022年度は、295件、時間数は199時間、2023年度は、298件、相談時間は210時間になります。年々増加傾向にあるそうです。しかも、相談を受ける体制が少なく、相談を受ける御本人も症状が出るために全てに対応できていないとのお話でした。

そこで、啓発の必要性の認識と相談窓口の現状について、健康福祉部長にお伺いをいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 近年、柔軟剤等に含まれる香料による香りの害、いわゆる香害について、県消費生活センターに相談が寄せられていること、また、その内容については承知をいたしております。

香害につきましては、現時点では、病因や病態、発症機序等が明らかになっていないことから、具体的な対策を講じることが難しい分野だと思

このような中、業界団体が自主的に適正使用量を守ることなどの表示をしたり、香料成分を開示する取組を進めています。

国においては、令和5年7月に、消費者庁をはじめ関係5省庁で啓発ポスターを作成し、厚生労働省からも都道府県宛てに情報提供の依頼がありました。

これを受け、県としては、特に対人サービスを行う医療機関、高齢者施設、保育所等に向け、周知啓発を図ったところです。

香りの感じ方には個人差があるということを理解し、香りつき製品の使用に当たっては、周囲へ配慮していただくことが必要と認識しています。

今後とも、関係部局と連携し、広く県民に啓発を進めてまいります。

また、香害を含む化学物質過敏症に特化した相談窓口はありませんが、国が行っている研究の成果や知見も注視しつつ、香害による体調不良で何らかの症状が出た方に対しては、保健所で行っている健康相談でしっかりと対応してまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 今御答弁を頂戴したのですが、その中にあった表示、業界団体が表示をしているということで確認をいたしました。

確かに、柔軟剤であるとか洗剤の後ろのほうの使用量というところに、香害、香りにいろんな捉え方があるので、適正な使用量を守ってくださいというような表示がされていますとか、例えばキューブのようなものであると、1から5段階ぐらいの表があって、1個使うと香りの段階がこうありますというような表示もされておりました。

しかしながら、そういった表示があるんだということをやっぱり知らせないと見れないような場所なんですよ。だから、やっぱりその部分というのもまた必要なことかなというふうに思いま

す。だから、やっぱりそのことが、当事者の方たちが一樣におっしゃる、知ってほしいと、知ることから始めてほしいと言われるような啓発につながっていくというふうに思います。

ネットで「香害」というふうに検索をしますと、本当にたくさんの情報が流れてきます。中には、市町村のホームページでそのことを捉えているところがあって、衣替えの時期に、例えば市報なんかでそのことをお知らせしているような自治体もあります。そういった取組をやっぱり全体化していく必要があるんじゃないかなと。取り上げるところは取り上げるけれども、取り上げないところは取り上げない。熊本県下の市町村でも差があるわけですから、そういったことについて県が情報を提供するというのと、その情報が的確にその市町村の住民の皆さんにつながっているのかというところまでの検証がやっぱり必要なんだろうと。それが必要なんだろうというふうに思いますので、ぜひそこまでお願いをしたいというふうに思います。

香害のもう一つの問題は、香りを長続きさせるために、マイクロカプセルが使用されているということです。この香りのマイクロカプセルは花粉より小さくて、ぱんとはじけたときに、破片が肺や脳に入って健康障害を引き起こす可能性があるということも指摘をされております。

こういったふうなことに過敏に対応される方たちが特別な方たちじゃないんです。今は症状が出ていなくても、やっぱりその当事者となる可能性がある、そういうこともあります。

この間お話を伺った方も、最近までどうもなかったんだけど、大人になり、この年代になって症状が出始めましたということをお話ししてくださいました。やっぱりそういうこともありますので、日常的な啓発活動ということは必要だとい

うふうに思います。

先ほど御答弁をいただきました相談窓口ですが、特化したものではないけれどもと前置きはされましたけれども、保健所の健康相談で対応していくということでした。今までこういったことの相談窓口ということをお答えいただいたことがありませんでしたので、非常に心強い感じがいたします。

この保健所の窓口についても、各市町村に周知をいただきたいということもお願いして、次の質問に入ります。

学校における配慮です。

学校現場での香害の問題は、共有の給食エプロン、この洗濯のときの洗剤とか柔軟剤で、その香りで体調不良を感じる子供たちがいるというお話は、私自身が子育てをしていた当時、生協活動の中で学習した記憶がございます。そのときから数十年が経過しているわけですが、先ほど御紹介したCSの会の皆さんのお話を聞くと、事態はもっと深刻になっているのではないかと思います。

このような中、三重県の教育委員会が、今年7月から8月にかけて、嗅覚の過敏について、通信制を除く公立小学校、中学校、義務教育学校、全日制、定時制の県立高等学校、県立の特別支援学校を対象に、実態とその対応状況についての調査を行われたというニュースがございました。

そこで、その内容についてお尋ねをいたしました。言うなればアンケートですね、調査の回答率は92.8%で、その結果、14万6,916人のうち、176人の児童生徒が嗅覚の過敏があり、日常生活や通常の学校生活を送るのが難しくなったり、体調不良を起こしていると答えております。

また、教職員の、柔軟剤などの化学物質に反応する、いわゆる化学物質過敏症という言葉も、どれくらいの人数の教職員が知っているかとの問い

には、約79%の学校においては、全員または大体の教職員が知っているとの結果でございましたが、約21%の学校では、一部の教職員の認知にとどまっており、周知の必要性を認識しているというようなお答えでありました。

この嗅覚の過敏があるという児童生徒への個々の状況に応じて、非常に細かく対応されております。思春期になれば、デリケートな問題もあると思いますが、教室の中に苦しむ児童生徒がいるということに対して、保護者や学校関係者が連携を取りながら学べる環境をつくる必要があるというふうに述べられてもおります。

そこで、本県においての実態把握と、どのような対応が行われているのか、教育長に伺います。また、アンケート調査の実施についてのお考えも併せてお答えください。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 香害や化学物質過敏症への学校における配慮についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和3年度からこれまでに2回、県内全ての公立学校に啓発資料を配付するとともに、令和4年度からは毎年、各学校の健康教育担当者を対象とした研修会で周知しているところでございます。

香りの問題については、感じ方や体質等に個人差がありますが、例えば、制服や給食エプロン等への香りの強い柔軟剤の使用については、周囲への配慮を求めるなど、各学校の実情に応じた取組を進めています。

今後は、県内の公立学校を対象に毎年実施している健康教育実態調査の中に、香害や化学物質過敏症への取組状況について、新たに調査項目として加えるなど、実態把握に努めるとともに、引き続き、全ての児童生徒が健康で快適に活動できる学習環境づくりに取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 教育長にお答えをいただきました。

まずは、健康教育実態調査の中に、新たな項目として、香害や化学物質過敏症への取組状況、これを加えて、実態把握に努めていくということの御答弁でした。また、今までも、いろいろな研修会であるとか、啓発資料も配付されていると。また、各学校の実情に応じた取組を既に進めているんですよというふうな御答弁であったかというふうに思います。

ぜひ、子供たちが安心して学べて、学校生活において差別や偏見なく過ごせるよう、引き続き取り組んでいただきたいというふうに思います。

1つだけ要望なんです、アンケートについては明確な御答弁はなかったかなというふうに思います。つまり、先ほどの調査項目の中に、冒頭紹介した調査項目の中に入れていくということの御答弁であって、全体的な調査、三重県みたいなことについては御答弁なかったんですが、できましたら——本当に私は、この実態調査について、いろいろ調べましたけれども、消費者団体がやるということとか、大学の先生がやるかということについては出てきたんですが、県の教育委員会が主体となって調査をやるということは、非常にまねなことではないかなというふうに思います。ぜひ、この背景なども調査いただいて、今後の取組に生かしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、小項目3に移ります。

公共施設の建設についてお尋ねをいたします。

公共施設の建設に当たっては、多くの方が利用をされるということを受けて、使用する資材などに結構入館者の皆さんが影響を受けると言われることがあります。そして、そのことについてどの

ような対応が行われているのか、お尋ねをいたします。

サービスの提供や施設の利用に当たっては、障害者に合理的配慮がなされるよう、障害者差別解消法によって定められています。香害や化学物質過敏症により健康被害を発症されている方に対しても、同じような配慮が必要と考えます。

そこで、県有施設においては、率先して対応すべきかと考えますが、現在どのように進められてきたのか、土木部長にお尋ねをいたします。また、公共施設を所有する市町村に対して、どのような対応をされていくのかについてもお聞かせをいただきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長(宮島哲哉君) 化学物質に起因する健康被害については、平成8年頃からシックハウス症候群として問題が顕在化したため、平成15年から、建築基準法において、ホルムアルデヒドとクロルピリホスの2種類の揮発性有機化合物の使用が制限されています。

その他の化学物質については、現時点では、香害や化学物質過敏症との因果関係が明らかになっておらず、特定の建築資材の使用を制限するような基準はありません。

県有施設においては、あらゆる人が快適に利用できるよう、初めから考えて計画するというユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、利用者の意見を設計や工事に生かしていくことを重視しています。

昨年度完成した防災センターでは、多くの方が安心して快適に利用できるよう、計画段階から、ユニバーサルデザインの専門家、香害や化学物質過敏症の発症者と有識者、障害のある方、子育て中の方にも意見をお聴きし、多目的トイレと授乳

室で、香害や化学物質過敏症の発症事例を踏まえた材料の選定や使い勝手に係る設備の配置、形状の工夫を設計に反映しています。

県有施設では、今後も、このような取組を継続するとともに、香害や化学物質過敏症に関する国の動向等を注視してまいります。

また、市町村に対しては、県が持つ情報の提供や施工事例の紹介を行うなど、香害や化学物質過敏症に対応した取組が広く普及するよう、技術的支援を行ってまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 お答えを頂戴いたしました。

今、御答弁の中に、市町村に対しての情報、技術の提供であるとか、やはりそういったふうに関係していくというふうな前向きな御答弁を頂戴いたしましたので、非常にありがたかったかなというふうに思います。やはり県がこのように率先して取り組むということが、市町村がやるということと、あと、これが民間にも影響を与えていくというふうに思います。これで県全体のユニバーサル意識の向上につながっていくというふうに考えております。

このような、今、香害であるとか化学物質過敏症であるとかということに特化して質問をしておりますが、結局、こういう方たちに対応していくことが、ほかのことも含めて、非常にまちづくり全体にやはり意識が行く、知事がおっしゃる県民一人一人に配慮したようなまちづくりにつながっていく、やっぱりそういったふうな意識の醸成につながっていくんじゃないかなというふうに思いますので、今後の県の取組に期待をしたいというふうに思います。

次に、大項目3の公聴会の在り方についてお尋ねをいたします。

これまで、3つの事業の公聴会を傍聴いたしま

した。事業者が、事業実施に伴う環境影響について、調査、予測及び評価した結果並びに環境保全措置をまとめた環境影響評価準備書に対して、知事が環境保全の見地からの意見を聴くために公聴会を開催されております。この公聴会で出された意見は、知事が事業者に対して知事意見を述べる際に反映されるべき貴重なものであるというふうに思います。

私は、これまで、球磨郡五木村及び相良村の川辺川の流水型ダム、水俣市の肥薩ウインドファーム、八代市二見地区のくまさん安定型最終処分場整備事業の公聴会を傍聴いたしました。

公述される方々は、皆さん知事に対して意見を述べられております。知事は来ないのか、リモートで見ているのかとの御意見があった会場もございます。

私は、少なくとも、知事は、公述された意見を正確に知る必要があると思いますが、どのように把握をされているのでしょうか。また、知事意見を述べるに当たって、重要なことは何だとお考えでしょうか。環境生活部長にお尋ねをいたします。

次に、公聴会の公式公述記録の公開です。

公述記録は公開をされておりました。しかし、川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価準備レポートについては公開をされております。

私は、このことを大きく評価をいたしております。情報を広く公開するということが、知事意見にどのように反映されたのかを確認するためには絶対に必要なことだと思います。

しかし、これが特例になってはならないと思います。どの公聴会の公述記録も公開されるべきだと思いますが、これも併せて環境生活部長にお尋ねをいたします。

また、10分間の持ち時間のパワーポイント使用

などの柔軟性、公述人募集に当たってのメールでの受付についても併せてお尋ねをいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 環境影響評価、いわゆる環境アセスメントについて、公聴会の在り方など4点質問をいただきました。

まず、知事は、公聴会での意見をどのようにして把握しているかについてお答えいたします。

本県では、環境影響評価条例及び規則に基づき、準備書手続の段階で、知事から指名を受けた職員が議長となり、公聴会を開催しております。

公聴会では、環境保全の観点からの意見をお聴きし、述べられた意見は、開催後速やかに知事に概要を報告するとともに、後日、記録書を作成し、報告しております。

次に、知事意見を述べるに当たって重要なことについてお答えいたします。

環境アセスメントの知事意見は、事業者が事業実施に際し、十分な環境保全対策を実施する内容とすることが重要と考えております。

そのため、県では、事業者から送付された住民等からの意見の概要に加え、公聴会で直接意見をお聴きするとともに、各分野の専門家で構成する審査会や関係市町村長の御意見を踏まえ、知事意見を述べております。

次に、公述記録の公開についてお答えいたします。

議員御紹介の川辺川の流水型ダムに関する環境アセスメントの公聴会の記録については、公述人全員のお名前が記された書面による申入れを踏まえ、個人情報に配慮した上で公開したものでございます。

記録の公開に当たっては、公述人への配慮も必要であることから、募集の際に、記録の公開に対する希望の有無をあらかじめ確認するなど、対応

を検討してまいります。

最後に、公聴会の開催方法等についてお答えいたします。

公述の際のパワーポイントの使用は、これまで、公述人からの申出により、公述の補足資料として使用されたことがございます。

今後も公述人の申出に柔軟に対応するとともに、公述人の募集に当たっては、現行の郵送、FAXに加え、メールや電子申請による受付も進めてまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 知事に直接意見を届けたい、これが公述された方たちの思いであろうというふうに思います。

今、御答弁には、知事には2段階の報告がされているということをお答えを頂戴いたしました。それは今の段階で理解をいたしますが、どの会場も10分間の時間を有効に使うと事前準備をされております。原稿を書き、パワーポイントを準備し、資料を作られております。その生の熱量が伝わるような方策が考えられないかというふうに思いますので、今後御検討いただきたいというふうに思います。

公述記録の公開は、先ほど御答弁にもありましたように、川辺川の流水型ダムに関する環境アセスメントの公聴会の記録、これを公述人全員の申入れによって実現されたものです。この全員の同意を取る作業も公述人自らがされております。それは、自分たちが述べた意見がどのように知事意見に反映されたのか、そのプロセスを確認したいということが大きくありました。そのことが一過性で終わるのではなく、県の姿勢として示されることが重要であるというふうに思います。

公聴会の柔軟性、公述人募集に当たっても、メールや電子申請による受付もされるとのこと。今

後の開かれた公聴会の在り方に期待し、この項を終わります。

最後、共同親権についてお伺いをいたします。

離婚後も、父母双方が親権を持つ共同親権が選べるようになる民法等の改正法が2024年5月に成立し、2年後の2026年までに施行されることとなりました。

この法案の成立、施行に当たっては、格段の配慮が必要として、衆議院で12項目、参議院で15項目の附帯決議が付されております。

共同親権というふうに聞くと、親の責任が明確化され、養育費が支払われ、別居親も主体的に子育てに関わる共同養育ができるというイメージがあるのではないのでしょうか。

しかし、親の扶養義務は、現行法でもあり、養育費の支払い、共同養育もできている家族は、法改正をしなくとも円満にできています。むしろ、離婚後、共同親権導入によって離婚後の争いが増加したり、共同で親権を行使しなければならないことによって関係が悪化する可能性が高くなることも予測されております。

例えば、法が改正されたからといって、養育費が必ず支払われるという保証はありません。経済的な貧困が軽減されるという保証はどこにもないのです。

また、離婚時に、単独親権とするか、共同親権とするかの争いが生まれます。これまでは、どちらが主に子育てをしていたかという監護の継続性が重要視され、DVの有無を必ずしも争点にする必要がなかったのですが、DVなどの場合は単独親権にするという基準が設けられたので、DVの有無が争点になり、離婚協議が長期化するのではないかとの懸念もあります。

そもそも、DV被害で離婚し、単独親権となるはずのものが、家庭裁判所の判断により共同親権

が採用されれば、引き続き元配偶者との接点が生じ、離婚しても、DV、児童虐待が継続される可能性があります。

ほかにも、子供の進路決定、重い病気の治療、引っ越しといった場面においても、協議の必要が生じることへの懸念の声は後を絶ちません。

自治体においては、離婚後の共同親権について、正確な情報の提供、DVや児童虐待被害者への支援、相談員や支援員の体制強化など、改正法が施行されるまでの間に取り組む課題も多いと思われれます。

そもそも、家族の在り方は、父母共にそろっていることや親権の有無とは直接関係ありません。人と人との関係です。お互いの信頼関係があれば、どのような形を取ろうとも、子供の幸せを一番に考えられるはずで、子供たちが笑顔で安心して暮らせる家庭や社会になることが大切なことだと思います。

そこで、離婚後の共同親権に対する県の認識を健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 子供の心身の健全な育成を図るため、離婚後も父母双方が適切な形で子を養育する責任を果たし、その利益のために親権が行使されなければならないことを定めた民法等の改正法が、本年5月に成立いたしました。

この改正により、離婚に際して、単独親権だけでなく、父母双方を親権者とする共同親権を選択できることとなりました。

また、離婚後の親子交流に関する見直しや養育費に関する取決めがない場合にも一定額の請求を可能とするなど、養育費の確保に向けた見直しも行われることとされています。

現在、国において、今後1年半以内に施行される改正法の円滑な運用に向け、国による横断的な

連絡会議が設置され、総合的かつ効果的な取組を推進するための検討がなされています。

県としては、改正法の施行までに、改正の趣旨が適切に反映された具体的な運用が早期に示されることを期待しています。

議員御指摘のとおり、特に、DVや虐待が原因で離婚を選択するケースにおいて、今回の共同親権の導入により、離婚後も加害相手と引き続き関わることとなりかねないといった不安の声があることも承知をしております。

県としては、そのような声があることを踏まえ、国の検討状況を注視し、こどもまんなか熊本が目指す全ての子供が幸せに暮らし成長できる制度、運用となるよう、適時適切に対応してまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 お答えを頂戴いたしました。

県としては、国の動向を注視しながら、その後適切に対応していくということのお答えであったかなと思います。

こどもまんなか熊本、これを掲げる本県でございます。知事をトップとする「こどもまんなか熊本」推進本部が設置されております。今後、この会議の議題としても取り上げていただきたいと考えています。

また、離婚届の提出先である市町村に対しても、様々な悩みや相談が寄せられると思います。どのように相談者に寄り添っていくのか、県も市町村のサポートをしていく必要があると思います。課題の洗い出し、先んじてできることに取り組んでいただくことをお願いいたします。

おかげさまで時間内に終わることができました。残り2分となりましたけれども、これで私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(山口裕君) 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時8分開議

○副議長(高木健次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本田雄三君。

〔本田雄三君登壇〕(拍手)

○本田雄三君 皆さん、こんにちは。熊本市第一選挙区選出・公明党の本田雄三でございます。一般質問、代表質問を合わせまして、通算8回目の質問の機会をいただきました。皆様に心より感謝を申し上げます。今回、5項目の質問を準備いたしましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

本年もあっという間に師走を迎えておりますが、振り返りますと、本年元旦に発生しました能登半島の地震で、新年の空気も一変するような年明けでございました。能登の被災地は、瓦礫の除去や倒壊家屋の解体が今なお続いております。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。次第でございます。

その後は、蒲島県政から木村県政にバトンが継承され、政権選択選挙であります衆議院議員の解散・総選挙も施行されるなど、何かと慌ただしい1年でありましたが、木村知事は、就任直後から、県政における諸課題に対し、6つの推進本部を設置されるなど、勢いのある県政運営をリードされていると実感しております。

本県は、TSMCの進出後、待ったなしの課題が山積しており、副知事を経験された木村知事であればこそ陣頭指揮で、お出かけ知事室や政府への予算要望など、堅実に前へ前へとかじを切っておられます。

新聞報道がなされましたが、多くの県民の皆様が心配される地下水保全については、いち早く県庁及び菊陽町、合志市におきまして、地下水水位監視システムが年内に先行運用の運びと公表されております。観測データも公開するとのことで、県民の不安払拭の一助に大きく貢献するものと考えております。

また、利用者が急増しておりますJR豊肥本線についても、県からJR九州に対し、一部複線化などの輸送力強化を要望されるなど、目に見える形で様々な取組がスタートしています。私も、議員として、諸課題に対し、常に前向きに県民の皆様の声を県政に反映できればと固く決意をしております。

それでは、通告に従い、質問に入らせていただきます。

木村知事へは今回が初めての質問となりますが、知事をはじめ執行部におかれましては、明快かつ前向きな御答弁をお願いしたいと思います。

最初の質問は、木村知事が就任直後に設置をされました熊本県地下水保全推進本部について質問を行わせていただきます。

11月15日の新聞報道によりますと、「本県は」「熊本地域の地下水量の将来予測を本年度中に公表」との記事が掲載されました。TSMCをはじめとする半導体関連企業の集積や農地の減少といった近年の環境変化を踏まえた将来予測で、公表は2008年度以来であります。長期的な地下水涵養量の目標設定や保全策づくりに生かすとなっております。

将来予測では、雨水などによる自然涵養と田んぼに水を張る人工涵養などの流入量から地下水の採取量や湧水量の流出量を差し引いた1年ごとの水収支を基に目標の涵養量を設定し、節水や涵養の具体策をまとめるとともに、データを県民の皆様

様に開示し、地下水保全への取組を説明していくと結んであります。

TSMCの第1工場では、年内の量産開始を前に、高度な水処理システムが既に稼働しており、運営子会社のJASMは、半導体製造に使った水を再び使えるようにしたり、工場内の空調機器の冷却に使用されるなど、採取した地下水の75%のリサイクルを目指すと公表されました。

さらに、本システムは、センサーが約300台ついておりまして、24時間監視をする、そういう中で、フッ素などの化学物質が混ざった水を20種類に分類し、それぞれの用途で再利用し、硫酸などの化学物質は16種類に分けて、リサイクルできないものは外部の専門業者に処理を委託し、ほかの用途向けに利用されるそうです。同時に、地下水の水位も監視しておられ、異常を確認したらポンプが自動停止し、過剰なくみ上げを避ける体制も備わっているとのことであります。

新聞によりますと、第1工場では、フル稼働時に1日最大3万立方メートルの水を使う予定であり、このうち最大8,500立方メートルは敷地内の井戸からくみ上げた地下水を使用し、残りは工場内でリサイクルした水で賄う、実に画期的ですばらしい水循環システムであると思います。

木村知事は、地下水保全推進本部会議の挨拶で「様々な県民の声を伺い、特に熊本都市圏を中心に、地下水の保全に対する思い・気持ちが、みなさん強く県民の中にあられるということをも痛切に認識しました。」と述べておられます。

さらに「地下水保全を一本立ちさせた推進本部で、しっかりと県民の皆様に向けて情報発信をしていく、また県庁の中でも横串を刺し」「関係部局が一丸となって、取り組んでいくことを明らかにしたいと思い、この推進本部を立ちあげました。 ともかく、私たちとしては、地下水保全に

ついて、これまでよりも広い視野で、また様々な手法で守っていく、そしてそれを県民の皆様に発信していく、このことを一番重視して」いきたいと、力強く発信をされておられます。

知事も述べられているとおり、多くの県民の皆様が心配されておられる地下水の保全につきましては、今後進出される企業や新たに造成される工業団地においては、水循環システムのような地下水採取量削減の取組を求めていく必要があるのではないのでしょうか。

本県には、平成2年10月2日に発布された熊本県地下水保全条例があります。第1条の2に「地下水の保全は、地下水の流動が蒸発、降水、地下への浸透並びに河川及び海への流出を繰り返すという水の循環の一部をなすものであり、かつ、地下水が県民生活及び地域経済の共通の基盤となっていることを踏まえ、地下水は公共水であるとの認識に立ち、事業者、県及び県民が地下水の保全に係るそれぞれの責務を果たすとともに、連携し、及び協働して地下水の保全に取り組むことにより推進されなければならない。」と明確に位置づけられています。

そこで、知事にお伺いします。

今後、半導体製造など地下水を大量に使用される企業に対し、地下水採取量削減のため、県として具体的にどのような対応を求めていくのか、知事の見解をお伺いいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 本田議員から御質問いただきました半導体企業による地下水取水の影響について、県民の皆様が不安に思っているところは、もう強く強く承知しているところでございます。このため、県では、地下水保全に向けた3つの原則として、地下水取水量そのものの削減、そして他の水源利用の推進、そして地下水涵養のさ

らなる推進、この3つを掲げて、様々な取組を進めているところでございます。

T SMCの日本法人J A S Mにおいては、本県への進出決定後、採取量以上の地下水涵養に取り組むことをいち早く表明するなど、本県の宝である地下水を県民と同様に大切に考えているという同社の姿勢を県としては評価しているところでございます。

昨年5月には、J A S Mと県、菊陽町など5者で地下水涵養の推進に関する協定を締結しており、白川中流域で初めてとなる冬期湛水事業や水稲作付拡大などの取組を進めております。

一方で、やはり涵養できる農地にも限りがあることから、今後は、涵養以外の対策として、採取量そのものを削減する取組も非常に重要であると考えております。

県では、企業などが採取する地下水量を削減するため、御紹介いただきました地下水保全条例に基づいて地下水使用合理化指針を示しまして、企業等に対して、節水型の機器でありますとか、雨水利用施設の使用、また、再生水の使用にも努めるよう求めております。

さらに、地下水採取者に対しては、採取許可申請の際に、地下水使用合理化計画、この提出を求めておりまして、その実施状況についても、毎年度実績を確認することとしております。

また、進出企業と立地協定を締結する際に、協定書に企業側の環境配慮を明記させるなど、地下水保全をはじめとした環境保全の取組を求めています。

さらに、地下水の採取によらない他の水源利用の推進のため、有明工業用水道の未利用水を活用する取組も進めているところでございます。

なお、台湾のT SMC本体では、高度な水再生処理システムが稼働しているということから、先

月、調査のため、関係職員を台湾に派遣いたしました。一部の調査は、県議会の経済環境常任委員会の皆様にも御一緒していただいたと聞いております。

私は、この調査の報告を受けまして、水再生処理システムが今後の地下水の取水量の削減に有効な手段として期待されるのではないかと感じました。

そのため、先ほど申し上げました地下水使用合理化指針で求めている取組をより具体化するためにも、水再生処理システムの導入可能性について、庁内のプロジェクトチームを立ち上げて検討を始めました。今後は、企業ともこの点について協議してまいりたいと思っております。

企業による地下水利用の影響を最小化するため、私が先頭に立って、企業に対して、地下水を守る取組をしっかりと求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔本田雄三君登壇〕

○**本田雄三君** 地下水保全におけるこれまでの取組の状況と多くの皆様の御協力を得ている涵養等の推進状況について丁寧な御答弁をいただきました。また、プロジェクトチームを今後立ち上げていかれるなどの前向きな御答弁で、期待が持てると思っております。

新たに地下水を使用される企業等に対し、採取する地下水の量を削減するため、地下水保全条例に基づきまして地下水使用合理化指針を示し、節水型機器や雨水利用施設の使用などのほか、再生水の使用にも努めるとの答弁でありましたが、従来、採取量に応じた認可が必要になります。知事承認が必要な大容量地下水採取者に対しましては、採取許可申請の際、地下水使用合理化計画の中に、明確に、採取量の半分であるとか、具体的

な数値目標を求めることが必要ではないかと考えます。

担当部局の皆様が、高度な水再生処理システムが稼働している台湾のTSMCを視察されていますので、地下水採取量削減の有効な手段だけではなく、進出企業等の理解を求め、一定規模の水再生処理システムを導入することを愚直に推進していただきたいと思っております。

もちろん、再生水の利用が困難な業種もあると思っておりますので、柔軟性を持たせながら、熊本県の地下水使用合理化計画には、明確に再生水利用が位置づけられているとの認識が熊本の象徴であってもよいのではないのでしょうか。

環境に配慮した熊本であり、将来の発展に寄与する施策が今大事であると申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

2点目の質問です。

不登校児童生徒の支援策は、これまでも多くの議員の皆様も質問を行われています。質問の観点は違っても、増加の一途をたどる不登校児童生徒が少しでも減少すればとの思いは同様の認識であると考えます。

私も、この議場で、フリースクールに通っている児童生徒の出席扱いの統一化や不登校の要因とも言われる起立性調節障害のマニュアル作成のお願い、さらに、学びの多様化、学校開設の推進など、質問を重ねてまいりました。

しかし、不登校児童生徒は、減少ではなく、毎年増加傾向にあり、令和5年度の文部科学省調査の結果では、本県小中学校の不登校児童生徒数は5,848名であり、不登校傾向にある児童生徒を含めると相当数おられます。そのような全ての児童生徒の学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える必要があります。

全国的にも深刻な課題であり、政府も、こども

家庭庁創設の上、関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残さない、学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進されるなど、様々な施策を講じられているところです。

本県も、知事を本部長とする「こどもまんなか熊本」推進本部も実働を開始され、こどもまんなか熊本・実現計画を策定されているところであります。

他県の事例として、不登校対策におけるフリースクールの支援に変化が生じていると実感しましたので、今回も質問を行わせていただきます。

本来、フリースクール等への補助は困難な状況ではありますが、運営費等について、東京都や静岡県など複数の行政機関において、一般財源での補助制度が開始されています。背景には、学びの多様化が急速に変化し、フリースクール等の利用者も増加傾向にあることや、こども家庭庁のこどもまんなか実行計画2024の「こども施策に関する重要事項」の中に「学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進」「居場所づくり」「いじめ防止対策の強化」「不登校のこどもへの支援」体制の整備強化、「校則の見直し」「体罰や不適切な指導の防止」等と具体的に明記されたことも考えられます。

また、不登校児童生徒の保護者からは、様々な支援をいただきたい、フリースクール等民間施設や教育支援センターなどの情報が欲しいといった要望も聞いています。

東京都などの事例に熊本県も直ちに呼応しなければならないとは考えていませんが、本県のこどもまんなか熊本・実現計画の中間整理にも、不登校への対応は、こどもまんなか熊本の実現に向けた重要な事項として明確に位置づけられています。

そこで質問です。

こどもまんなか熊本のコンセンサスは、本県の児童生徒の皆さんが将来自立し、それぞれの人生を謳歌していくことが主眼であると思います。

県教育委員会では、10月から、有識者から成る不登校児童生徒への支援に関する協力者会議を新たに立ち上げ、不登校児童生徒への支援方策について協議、検討を始められたと聞いております。

今後、フリースクールに通っている児童生徒を含めた全ての不登校児童生徒やその保護者への支援をどのように考えておられるのか、教育長の見解をお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 県教育委員会としましては、年々増加する不登校児童生徒の支援は喫緊の課題と認識しておりまして、これまでも、各市町村教育委員会と連携し、スクールカウンセラー等の専門家によるカウンセリングや教育支援センターの設置など、様々な取組を行ってまいりました。

また、議員御紹介のとおり、県教育委員会では、10月に、フリースクール、教育支援センター、不登校児童生徒保護者支援団体、大学関係者等の有識者から成る不登校児童生徒への支援に関する協力者会議を新たに立ち上げ、今後の不登校児童生徒への支援策について議論を行っているところでございます。

第1回の会議では、県内にどのようなフリースクールがあるかなど、不登校児童生徒の保護者に必要な情報が十分に届いていないのではないかとこの御意見があったことから、新たにホームページに周知に関する情報を掲載したところでございます。あわせて、県内のフリースクール等民間施設やその活動内容等を掲載した資料を作成し、小中学校等へ配付いたしました。今後も随時更新するなど、積極的に情報発信していく予定でございます。

ます。

また、今月には全ての不登校児童生徒及びその保護者を対象にアンケートを実施し、どのような支援を望まれているかなど、直接声をお聞きし、施策に反映させていくこととしています。

県教育委員会としましては、協力者会議の議論やアンケートの結果等を踏まえながら、こどもまんなか熊本の視点に立ち、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実に努めてまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 児童生徒を取り巻く状況は、社会全般における生活環境の著しい変化やSNSの普及など、また、教育現場も、日常的なカリキュラムのほか、部活動の在り方やいじめ対策など、多岐にわたる課題が生じていると考えられます。

環境の変化に順応するのは大変だと思いますが、答弁にありましたように、第1回会議での不登校児童生徒の保護者への必要な情報が十分に届いていないのではないかという意見に対しまして、早速不登校児童生徒及びその保護者へのアンケートを実施されるとのことですが、アンケートだけではお互いの意思の疎通が図れない場合もあると思いますので、できれば聞き取りによるデータも活用されることも必要ではないでしょうか。

東京都などが推進する経済的支援も不登校児童生徒の皆さんの援助にはなるとは思います。本県のこどもまんなか熊本における諸施策も重要な取組でありますので、悩んでいる児童生徒に寄り添っていただき、最善の道が開けることを切望いたします。

しかし、教育現場には別の大きな課題もあります。明らかに教員数が不足をしている現状に、県教育委員会も追加募集や経験者採用など、あらゆる手段を講じて対策を進められておりますが、充

足ができていない実態は深刻であります。学校における働き方改革とこどもまんなか熊本の目指す取組が過度な負担にならないように推進されることを要望し、次の質問に移らせていただきます。

3点目の質問は、エネルギー関連についてであります。

少し分かりづらいと思いますので、ゆっくり申し上げますので、よろしくお願いをしたいと思います。

本年2月の定例議会で、水素の利活用について質問を行わせていただきましたが、今回は、シリコンアイランド九州の中心拠点でもある本県の再エネ普及や空港周辺地域でのRE100産業エリアの創造の取組において重要となる電力の安定供給について質問をさせていただきます。

初めに、RE100の概念は御承知の方も多く存じますが、確認の意味で申し上げます。

脱炭素への取組を推進するために、企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアチブがあり、世界や日本の企業が参加をしておられます。

本県は、第2次熊本県総合エネルギー計画——2020年12月に策定してあります。において、2030年度の県内電力消費量に対する再生可能エネルギー発電量の割合を50%とする目標が掲げられております。これは、原油換算では150万キロリットルとなります。2023年度は33.7%の実績となっております。

再エネの普及促進と並行し、いわゆる送電網の強化も必要不可欠です。域内——この域内というのは、九州で言えば九州内ということになります。各大手電力の送電エリアとなります。は各電力会社が管理していますが、大手電力間の地域連系線の管理運用は、電気事業法に基づき設立をされました電力広域的運営推進機関が担っておられ

ます。

広域機関は、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国大における平常時、緊急時の需給調整機能を強化することを目的としており、電力の需給状況を監視し、需給状況が悪化した電気事業者に対し、他の電気事業者からの電力の供給指示等の業務を行うことにより、電力の安定供給確保が重要な業務となっております。

皆様の記憶に新しいと思いますが、11月9日に四国地方で大規模な停電が発生しまして、最大36万戸余りに影響が出ました。停電の原因は、トラブルの対応で四国電力送配電が関西電力送配電に装置の操作を依頼した際に、両者の中で認識のずれがあり、適切な操作が行われなかったためだと明らかになりました。

具体的には、四国と本州を結ぶ送電線でトラブルが発生し、四国電力送配電が関西電力送配電に操作を依頼した後に、本州に流れる電力が急増して四国側が不足をし、需要と供給のバランスが不安定になり、停電に至ったということであります。

現在の送電網の管理は、再エネが大きく普及し、太陽光や風力、バイオマスなどの多岐にわたる発電量を管理し、運用することの難しさを物語っている事象でもあります。

送電網の脆弱さは、広域大規模停電の危険性ははらんだ、ある意味ではリスクでもあります。本県でも、本年8月21日に、九州電力苓北火力発電所2号機がトラブルにより、約2か月間運転が停止をしました。今回は事なきを得ておりますが、仮に複数の電源に不具合が生じた場合、不足する電力を関門連系線により本州から融通を受けることとなりますが、現行の関門連系線の容量では、大規模工場等の稼働に支障を来すおそれもありま

す。

そのような背景から、TSMC等の半導体工場や空港周辺地域の電力をRE100で賄う計画は、災害時や緊急時のバックアップ体制が網羅されているのでしょうか。

そこで質問です。

1点目は、電力広域的運営推進機関が計画をしている関門連系線の増強工事には長期間を要す見通しではありますが、県として地域間の電力システムの現状をどのように捉えておられるのか。

2点目に、空港周辺でRE100を進める場合、当該地域には、空港や自衛隊の航空隊など重要な施設が含まれております。再エネ電力供給における信頼度をどのように考えておられるのか、商工労働部長にお伺いいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) まず、1点目の地域間の電力システムに関する御質問についてお答えします。

議員御紹介のとおり、8月に、苓北火力発電所2号機が運転を停止し、九州エリアの電力需給が逼迫するおそれがあるとして、中国・関西エリアから電力融通を受ける事案が発生いたしました。

TSMCをはじめ、今後、九州への半導体企業等の集積により電力需要の増加が見込まれる中、不測の事態が生じた場合に九州と本州で電力を融通する重要性和電力システムを増強する必要性を改めて認識したところでございます。

九州と本州を結ぶ電力システムの増強が実現すれば、非常時に相互に電気を融通できるだけでなく、平時は九州で発電した再生可能エネルギーを本州に送る容量が増加することとなります。

このため、本県の国の施策等に関する提案・要望において、今年度から、新たに九州と本州を結ぶ地域間の電力システム強化を要望し、また、九州地

方知事会の特別決議においても、地域間の電力系統の強化を盛り込んでいただいたところでございます。

次に、2点目の再エネ電力供給における信頼度についてお答えします。

阿蘇くまもと空港周辺地域RE100産業エリアの創造の取組では、地域エネルギー会社を設立し、地域内外の再エネを集約した上で、地域の企業等に対し、再エネ電気を供給する予定でございます。

太陽光が発電しない夜間等のために蓄電池も整備される予定であり、さらに、バックアップの電力も確保されますので、再エネ電力であることで供給に支障を来すことはないと考えております。

また、送電は従来どおり九州電力送配電の送電線を使って行われますので、災害時における停電等のリスクが高まることもございません。

さらに、空港周辺地域では、新たに整備する太陽光発電の電力を専用線で直接企業に供給することも可能でございます。その場合、災害時の非常電源としての活用も可能となります。

まずは、脱炭素先行地域において、再エネの安定供給を実現し、将来的な脱炭素社会の実現に向けて、熊本では再エネ100%を目指した企業活動が可能であるという、次の時代を見据えた環境づくりに取り組んでまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○**本田雄三君** 地域間、要するに、九州と本州をつなぐ山口県下関市の関門連系線については、1点目に、緊急時の電力をお互いに補うこと、これを融通と言います。2点目に、再エネの普及に伴い、太陽光や風力で発電した電気を電柱の電線や鉄塔の送電線につなぎ、管理する必要も出てまいります。この1と2の備えのために、関門連系線の送電量増加の必要性が生じてくることになりま

す。その対策として、今答弁がありましたように、九州地方知事会の特別決議で、地域間電力系統の強化を政府に要望されたとのことであります。

質問でも述べましたが、増強工事完了までには相当の年月が必要となりますので、万一の備えとして、政府や広域機関に対しましては、現行の関門連系線の容量に見合う再エネを含めた緊急時対策ガイドライン化、あるいはルールの構築を強く求める必要があると考えますので、九州地方知事会におけるさらなる要望を検討していただきたいと思っております。

空港周辺地域におけるRE100につきまして、数年前の計画立案時は、送電網に過度に接続しないで電力を供給する専用線化が記載されておりましたが、答弁では、現行の送電網に接続して供給するに見直されたようでありますので、停電等のリスクが減少することは間違いのないと思っております。

私も、次世代を担う再エネの必要性は十分理解しておりますし、良質で安定した信頼度の高いエネルギーの供給を的確に進めていくべきだと考えております。

ただ、現行の再エネ導入計画には、太陽光や蓄電池のほか、バイオマス発電等は挙げられておりますが、水素の利活用が入っていないのが残念であります。

蓄電池の開発と同時並行で水素の利活用が進展すれば、夜間の電力供給も可能になる新たなエネルギーとして再エネの主軸になるのではないかと思いますので、ぜひ、水素も視野に入れた再エネ推進を検討していただくよう切望いたします。

様々申し上げましたが、大事なものは、電気やガス、水道等の設備は、技術的にも専門性が高く、緊急時には必要不可欠な重要インフラであ

りますので、的確に運用することが最重要であります。

仮に自然災害等で送電線は停止していても、太陽光は発電している可能性があり、大手電力側では、その現状を把握できない可能性も想定できます。そのようなリスクの最小化を念頭に置いた再エネ普及を推進していただくと同時に、安全最優先を徹底して探求すべきであると申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

4点目の質問です。

多くの皆様が観戦をされたと思いますが、本年10月11日に、小倉、大分、熊本、福岡を舞台として、サイクルロードレース第2回ツール・ド・九州が開催されました。このサイクルロードレースは、UCI、国際自転車競技連合公認でありまして、国内外17チーム、約100台で開催される国際レースとなっております。物すごいスピードで走っていかれるスポーツでもあります。

ツール・ド・九州は、九州の経済団体トップと各県知事で構成される九州地域戦略会議において、ラグビーワールドカップのレガシーの持続的継承や九州でのサイクルツーリズムの推進、近年九州を襲った自然災害からの復興を象徴するイベントとして開催を決定しております。第1回大会、これは、昨年10月6日から9日に福岡、熊本、大分に続き、第2回大会が本年10月11日から14日に開催されました。

ツール・ド・九州の熊本阿蘇ステージは、南小国町の瀬の本レストハウスをスタートし、産山村、阿蘇市、高森町、ゴールが南阿蘇村役場のコースであり、主催者発表によりますと、約4万人が観戦されたようです。

ちなみに、サイクルロードレースは、基本的に優勝を競う個人戦のレースでありますけれども、1チーム6人のうち1名を優勝させることで、チ

ーム全員が好成績を得られるルールとなっております。そのためには、チームでの連携が重要となります。高速で公道を走り抜けるサイクルロードレースを制するためには、前面からの空気抵抗をいかに減らすかが重要となるようです。

2025年は、長崎県と宮崎県が開催県に加わり、5県での開催となるようです。

このように九州が一丸となったスポーツイベントは、あまり類がないと思われまますので、さらに振興させる必要があるのではないのでしょうか。開催準備や道路維持に携わる職員の皆様の御苦勞も多いと推察いたしますが、急速に国際化が進む本県の取組としても効果が大きいと思われまます。

そこで質問です。

本県には、世界一の阿蘇のカルデラを含め、世界遺産の崎津集落などを巡る天草のサンセットルート、日本遺産に認定された人吉、球磨の歴史文化財を堪能できる球磨川サイクリングコースなど、県内各地にコースとしてそれぞれに違った面白さがあります。

2025年のコースは決定されていると思われまますが、2026年度以降、県内の魅力度を向上させるためにも、新たなコースも構築されてははいかがでしょうか。

観光文化部長の御見解をお尋ねいたします。

〔観光文化部長倉光麻里子さん登壇〕

○観光文化部長(倉光麻里子さん) 議員御紹介のとおり、ツール・ド・九州は、ラグビーワールドカップのレガシーの継承やサイクルツーリズムの象徴的なイベントであることに加え、九州、山口が一体となって魅力発信や誘客を行うことを目的として始まっています。

熊本地震や令和2年7月豪雨で多大なる被害を受けた本県では、復興する姿を国内外に発信するため、観光のシンボルでもあり、熊本地震で大き

な被害を受けた阿蘇地域を舞台として、第1回から参加しているところです。

世界最大級を誇る阿蘇のカルデラは、雄大な草原を有する牧歌的風景に加えて、サイクルロードレースに適した起伏に富んだ地域であることから、参加チームの評価も極めて高いと伺っています。

さらには、コースとなる道路の幅員や路面の状態も問題がなく、安全対策がしっかりしていることから、安全なレースが可能となっています。

本県としては、世界中からサイクリストが集まる瀬戸内しまなみ海道のように、阿蘇地域もサイクリストの聖地として浸透させていきたいと考えています。

そのため、引き続き、阿蘇地域でツール・ド・九州の開催を進めていきながら、その効果を県内全域へ波及させるため、優れた観光資源と走行環境、休息・宿泊機能などの連携が期待される天草や人吉、球磨など、阿蘇地域以外のサイクルツーリズムの推進にもしっかりと取り組んでまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 観光文化部長の思いが十分に伝わる御答弁でありました。

今年の8月中旬でありましたが、九州経済連合会様と我々公明会派で意見交換会を開催いたしました。その際、九州経済連合会様より、特にツール・ド・九州の取組に力を入れるので、様々な角度からの支援を強く要望されております。

取組の内容も、オール九州の経済効果への寄与に主眼を置かれた力強いアピールでありましたし、共感できる内容でありましたので、今回質問をさせていただいた次第であります。

当面は、前回及び今回のコースが、道路の幅員や路面の状態など、サイクルロードレースに適し

ていることから、世界的にも阿蘇地域をサイクリストの聖地として浸透させたいとのことであります。何よりも世界の阿蘇をアピールできることは大きな喜びだと、私も確信しております。

重ねてになりますが、本県には世界に誇れる美しい自然や風景が数多くありますので、ツール・ド・九州の効果が県内全域へ波及することを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

5点目になります。最後の質問になります。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行されました2023年5月から24年4月の1年間で、亡くなった方が計3万2,576人に上ったことが、厚生労働省が公表した人口動態統計で明らかになりました。季節性インフルエンザの約15倍と格段に多い状況です。

また、熊本県医師会の見解によりますと、新型コロナウイルスは変異を繰り返すことから、今夏の流行は収束しつつあるが、今冬には再び大きな流行が予想されると危惧されております。

さらに、あまり報道されませんでしたでしたが、この夏のいわゆる11波では、高齢者の死亡者数は前年を上回っており、その原因の一つが、オミクロン株対応ワクチンの接種率低下ではないかと警鐘を鳴らしておられます。

ワクチンは何回接種したかではなく、どの株のワクチンを最後に接種したのかが重要だと思われまます。つまり、複数回ワクチンを接種していても、1年以上接種しないと、その効果はほとんどなくなるということです。

そこで、1点目の質問であります。

重症化リスクが高い65歳以上のコロナワクチンは定期接種の対象となっておりますが、その他の年代は、効果がなくなるのであれば、一部でも公費助成が必要ではないかと考えますが、御見解をお

尋ねします。

2点目は、带状疱疹ワクチンの公費助成についてであります。

昨年12月の定例議会で同一会派の前田憲秀議員が質問いたしました際、当時の健康福祉部長から、「県としては、全国衛生部長会を通じ、検討を急ぐよう国に要望している」との御答弁がございました。その後の進捗状況等を含めてお尋ねしたいと思います。

今回、改めて、带状疱疹の原因や症状について、皮膚科の先生にお尋ねさせていただきましたが、一般的に言われているように、体内の水痘带状疱疹ウイルスが活動を再開することで発症するということであり、主に子供の頃に水ぼうそうを発症されることが多いと思いますけれども、治った後も、ウイルスは脊髄から出る神経節という部位に潜んでいて、ふだんは体の免疫力によってウイルスの活動が抑えられているため発症しませんが、免疫力が低下すると、ウイルスは再び活動、増殖し始め、ウイルスは神経の流れに沿って神経節から皮膚へと移動し、帯状に痛みや発疹が出る带状疱疹を発症するとのことでありました。

要するに、带状疱疹の原因は水ぼうそうと同じウイルスで、日本人の約9割が持っており、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われております。

発症すると、治療が長引くケースや後遺症として痛みが残るなど様々なケースもあることから、带状疱疹ワクチン接種が効果的であり、50歳以上の方を対象としたワクチンも開発されているようです。予防接種で带状疱疹を完全に防ぐものではありませんが、たとえ発症しても症状が軽く済むという報告がありますので、全国各地の医師会からの助成要望や、全国及び九州市長会においても、定期接種化されていない現状を課題と捉え、

要望を継続されていると存じております。

そのような状況下であります。公費助成の必要性を判断され、現時点における全国の助成自治体は、都道府県は東京都をはじめ2都県、市町村は729自治体、政令市は、静岡、名古屋、浜松、神戸の各市が助成をされています。

県内では、昨年12月時点で3町村のみでありましたが、現在は、水俣市が10月から開始され、15市町村で助成をされています。

そこで質問です。

带状疱疹ワクチンの接種機会の必要性を踏まえた国の公費助成の検討状況など、以上2点について、健康福祉部長の御見解をお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) まず、1点目の新型コロナウイルスワクチンの公費助成についてお答えします。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症による重症化リスクは、厚生労働省が公表したデータでも、30代と比べて60代は25倍、80代は71倍と、年齢が上がるほど重症化率が高くなっています。

新型コロナウイルスについては、令和5年度までは、蔓延予防上緊急の必要がある状況にあったため、集団予防に重点を置き、幅広い世代を対象に、全額公費による接種が行われました。

現在は、そこまでの状況にないと考えられ、個人の重症化予防を目的として、重症化リスクの高い65歳以上の方と60歳から64歳までの基礎疾患がある方を対象に、一部公費助成を行う定期接種が10月から開始されています。

このため、重症化リスクが相対的に低い若い世代は、公費による定期接種の対象ではなくなりました。県として単独の公費助成は予定していませんが、感染を予防するためには、若い世代も含

めた全ての世代の方に対し、定期的な換気、場面に応じた適切なマスクの着用、手洗いなどの基本的な感染対策を発信し続けていくことが重要と考えます。

そのため、週ごとの感染症情報等を公表するとともに、感染拡大の兆候が見られるときは、早期に知事から県民の皆様への注意喚起を行うなど、様々な方法で呼びかけてまいります。

次に、2点目の带状疱疹ワクチンの公費助成についてお答えします。

これまで、県では、国に対し、带状疱疹ワクチンについて、公費助成の対象となる定期接種化の検討を行うよう要望をしております。その結果、6月に開催された国の審議会において、ワクチンの有効性、安全性、費用対効果の評価等を踏まえ、技術的な観点からは、带状疱疹ワクチンを定期接種に用いてよいとの方向性が示されました。

これを受け、国において、接種の目的、対象年齢、用いるワクチン等、さらに詳細な検討が続けられています。県としましても、定期接種化の正式決定に向けて行われる国の議論の動向を注視してまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 新型コロナについては、国策としての方向性で運用されているのは理解できます。しかし、5類移行後の1年間で、季節性インフルエンザの約15倍の方が亡くなっていることや、私たちは新種の株に抵抗できる抗体がないとの医学的見地から、2019年の世界的流行時に比べ、どのような違いがあり、一般的な手洗いやマスクの着用、人混みを避ける等の対策で大丈夫なのか、分かりやすく県民の皆様へ周知することが必要ではないかと思えます。

今答弁がありましたとおりでありますけれど

も、確認しましたところ、ウイルスの形態が違うので、2019年の頃と今のウイルスは強度が違うから大丈夫ですというような見解でございます。しかしながら、2019年と同じようなウイルスが出てきたら同じことが発生する可能性もありますので、そこあたりは十分に情報として提供することも大事ではないかと思えます。

带状疱疹ワクチンにつきましては、本年6月の国の審議会において、ワクチンの有効性、安全性等の技術的な観点からは、定期接種に用いてよいとの方向性が示されてあるということでございます。引き続き詳細検討が行われているようですが、必要に応じ、先行的に助成を行っている自治体も多くなっておりますので、可及的速やかに公費助成が実現できるよう強く要望させていただきます。

以上で、本日私が用意しました5項目の質問は、全て終了をいたしました。

これから県民の皆様のお期待にお応えできるよう誠心誠意尽くしてまいりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

慌ただしい年末になりますが、皆様、どうか健康な新年を迎えられますよう御祈念申し上げます。質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○副議長(高木健次君) 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明5日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第3号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時2分散会

